

森だより



Vol.24

— 令和7年10月発行 —
烏川流域森林組合

発行責任者 代表理事組合長 市川平治
〒370-3402 群馬県高崎市倉渕町三ノ倉303
TEL 027-378-2030
印刷所 有限会社 森輝



ふるさとの
もり
森林を育てる

森林組合

令和七年六月二十七日開催

第一十四回総代会挨拶

代表理事組合長



市川 平治

危機的な地球温暖化対策としての森林の多面的機能が改めて評価され、森林整備の意義が注目される年でもありました。

そのような中で、本組合の事

業展開につきましては、国・県・高崎市の手厚いご指導とご支援のもとに、おおむね順調に推移し、事業総利益は対前年度比一〇四%の実績を計上することが出来ました。

本日は、ご来賓各位並びに総代の皆様多数のご臨席を賜り、ここに通常総代会を開催出来ますことに、先ずもって厚く御礼を申し上げます。

さて、令和七年度となつて早くも三か月が経過致しましたが、昨年、令和六年度を振り返ると、トランプショックに代表される経済の混乱や世界各地での紛争、そして、国内においてはコメの狂乱価格など、目まぐるしい社会情勢のなかではありましたが、

としての責務を負うことを深く自覚し、その責務を果たすべく充実した事業を展開して参る覚悟を新たにするところであります。

そして、具体的には、従来からの森林整備事業と木材生産事業への取り組みを更に充実させることは当然として、令和七年度から組合の組織改革を実施し、新たに森林経営課の中に独立組織として「指導室」を設置致しました。

これは、都市と山村の交流事業、学校や市民に対する環境問題への啓発活動、また、自分の所有林の所在が分からぬといふ山林所有者に対する境界確認への協力、さらに、組合の事業を遂行する上に不可欠な安全管理と税の使い道も社会の注目を惹き、それに伴う森林環境譲与税の使い道も社会の注目を集めるものとなつて参りました。

もちろん、私たち森林組合がその有効活用を進める実働部隊としての責務を負うことを深く自覚し、その責務を果たすべく充実した事業を展開して参る覚悟を新たにするところです。

また、組合内部においては職員が誇りをもつて職務に専念し、働きやすい職場環境を作ることを、組合員の皆様へのサービス向上につながる第一歩であるとの考え方から、勤続年数に応じた職員のリフレッシュ休暇制度を導入し、給与体系の見直しにも取り組むと共に、新たな能力評価制度の研究などを通じて、更なる業務の充実に取り組んで参ります。

結びに、ご来賓各位、組合総代の皆様におかれましては、これからも当組合の活動に対してもご理解ご指導を賜ります一層のご理解ご指導を賜ります。ようお願い申し上げ、開会にあたつてのご挨拶とさせて頂きます。

まことに、組合員の皆様へは職務に専念し、働きやすい職場環境を作ることを、組合員の皆様へのサービス向上につながる第一歩であるとの考え方から、勤続年数に応じた職員のリフレッシュ休暇制度を導入し、給与体系の見直しにも取り組むと共に、新たな能力評価制度の研究などを通じて、更なる業務の充実に取り組んで参ります。

第二十四回 通常総代会開催

榛名文化会館
令和七年六月二十七日

総代会提出議案

- 第一号議案 令和六年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びに剩余金処分案承認について
- 第二号議案 令和七年度事業計画書承認について
- 第三号議案 経費の賦課額及び賦課金徴収時期決定について
- 第四号議案 森林整備補助金取扱手数料率決定について
- 第五号議案 一組合員に対する債務保証の最高限度決定について
- 第六号議案 借入金の最高限度額決定について
- 第七号議案 余裕金の預け入れ先金融機関について
- 第八号議案 役員報酬決定について
- 第九号議案 余裕金により購入する金融債権の種類について
- 第十号議案 増資について
- 第十一号議案 組合員の法定脱退（除名）について
- 付帯決議

令和6年度 決算の概要

1. 組合員及び出資金

組合員数 (人)	出 資 金	
	出資口数(口)	出資金総額(円)
1,714	563,078	56,307,800

2. 貸借対照表

資 産		負債・純資産	
科 目	金 額(円)	科 目	金 額(円)
流動資産	337,813,569	流動負債	61,086,472
固定資産	29,711,179	固定負債	19,980,972
		出 資 金	56,307,800
		利益剰余金	226,477,303
		資本準備金	3,672,201
資産合計	367,524,748	負債・純資産合計	367,524,748

3. 損益計算書

4. 剰余金処分案

科 目	金 額(円)	科 目	金 額(円)
事業総利益	108,530,280	法定準備金	6,000,000
事業利益	25,523,527	任意積立金	12,000,000
経常利益	25,738,089	出資配当金	3,941,546
特別損益	0	次期繰越剰余金	10,135,780
税引前当期純利益	25,738,089		
当期剰余金	17,536,489		
前期繰越剰余金	14,540,837		
積立金取崩額(目的内)	0		
当期末処分剰余金	32,077,326		

※全ての議案について、原案のとおり可決・承認されました。



事務局情報

★機構改革の実施

(令和7年4月1日付け)

迅速な意思決定や責任の所在の明確化、管理職の育成と職員のモチベーション向上を目的に、新たに部制を導入、管理部と事業部を設けました。また、森林認証・Jクレジットなどの新たな施策に的確に対応するため、森林経営課に課内室として「指導室」を設けました。

★職員の退職

(令和7年6月30日付け)

事業部 森林整備課
課長 追川 寿明

はじめまして



木村 遥

★職員の採用

(令和6年11月1日付け)

管理課
主任 事務 木村 遥
(令和7年4月1日付け)

出身は沼田市で、子どもの頃は祖父母の暮らす山で自然に親しみながら育ちました。

森林は、私にとって身近で大切な存在です。その森林を守り育てる仕事に魅力を感じ、林業の世界に飛び込みました。

これまで、自衛隊での経理業務、県内の医療機関での総務事務に携わってきました。これらについての知識を一日でも早く身に付け、皆様のお役に立てるよう精一杯努めたいと思います。

山林についての お困りごとは お気軽に ご相談ください



組合員の皆さんの、所有林に関するお困りごとに職員が対応します。お気軽にご相談ください。

- ・所有している山林の場所、境界、樹種などがわからない
- ・伐採や施業（手入れ）をしたいが、どのように進めていいのかわからない
- ・所有している山林を手放したいなど

ご相談は、直接ご来所いただきか（電話で事前予約が必要）、メール、ファックス、電話で

メール：info@karasu-mori.jp
ファックス：027-378-2305
電話：027-378-2030

賦課金の徴収を 休止します

これまで組合員の皆さまには、毎年、賦課金をご負担いただきましたが、今年度は徴収を休止することになりました。

◆徴収を休止する理由

本年六月に開催した第二十四回総代会で、次の理由により、今年度の賦課金徴収を休止する方針が承認されました。

一、財政的な余裕があり、賦課金なしでも対象事業の経費

がまかなえる見通しが立つこと
二、徴収や管理にかかる事務負担が大きく、業務効率化を図る必要があること

◆組合員の皆さまへ

組合では、今後も効率的な運営と健全な財政維持に努めていきます。引き続き、ご理解、ご協力をお願いします。

た。これを受けて本組合では、令和三年三月に中島良晴さんを「実践的能力理事」として選任しました。この理事の役割は、組合の経営能力を強化し、組織の安定性

より、販売事業を行う森林組合令和三年の森林組合法改正により、販売事業や法人経営に関する実践的な能力を備えた理事を置くことが義務づけられました。

中島さんは昭和二十八年、旧榛名町下室田に生まれました。実家は三代にわたり製材業を営み、広い山林を所有する、まさに林業一家。大学では林学を専攻し、卒業後は群馬県森林組合連合会に勤務。長年にわたり共販所（木材市）の業務を担いました。

▼実践的能力理事とは

木を見て未来を描く
中島 良晴さん
(実践的能力理事)

▼林業の転換点を体感

販売事業に対する提言、情報提供という本来業務のほか、理事は毎月開催される木材市に足を運び、取引の動向を丹念に把握してきました。その成果をまとめた「市況リポート」は、本組合独自の取り組みです。リポートはホームページにも公開され、時に辛口のコメントも交えた内容が「隠れた人気コンテンツ」となっています。



を高めることにあります。具体的には、販売・経営のノウハウを組合に蓄積し、戦略を立案して収益性や事業効率を高め、組合員の利益につなげていくことです。

大きな転換期を迎えていました。昭和五十年代半ばは「国産材の黄金期」と呼ばれる時代で、木材は市場に並べばすべて落札され、山主の手取りも今とは比べものにならないほどでした。

しかし、その後は安価な外国産材の流入や住宅建築様式の変化により、国産材の価格は下落。重んじた木材生産から、量質を重んじた木材生産から、量やコストを優先する時代へと移り変わりました。

「汗水たらして育てた木が、燃料用のチップとしてしか使われない現実は、先人たちも想像だにしなかつたでしょう」と中島さんは振り返ります。

▼使い道を意識した造材が大切

現在の国産材価格では、林業が自立的に成り立つのは難しく、補助制度に支えられているのが現状です。

一方で、素材生産の現場では補助金があるからこそ、何とか山林所有者に利益を還元できているといえます。

実際に木を扱う市場や需要者との距離が広がりつつあります。ここに、森林組合としての役割が改めて問われています。

「私たちは『木の使い道』を

しっかりと意識し、多様な買い手や供給先を持ちながら、その要望に応えられる造材を行う必要があります。

木を見て、その特性に応じた使い道を考えることこそ、これから林业に欠かせない視点です。」と熱い思いを語ってくれました。



•••
今年度も

出資配当を実施します

組合員の皆さんのご協力や効率的な組合運営により、今年度も多額の剰余金を計上することができました。

そこで、組合では組合員サービス向上のため、昨年度に続き出資配当を行うことになりました。

配当の経緯

本年6月27日に開催した総代会では、組合員の出資口数に応じ7%の出資配当を行うこと、及び出資配当金は出資金に振り替え、組合の経営基盤の強化のための増資を行うことについて承認をいただきました。

今後の手続き

- ・組合員ごとの出資金・出資配当金の状況は、書面で報告いたします。
- ・出資配当金は増資のために出資金に振り替えることを原則としますが、総代会終了日(6月27日)から6か月以内(12月26日まで)に、払い戻し請求があったときは、その全部または一部を払い戻すことができます。
- ・出資預り金で出資金1口に満たない金額については、引き続き出資預り金として組合が管理します。



森林は、水源の涵養や災害の防止などの大切な役割をもち、私たちの暮らしを支えています。群馬県ではこの森林を保全することにより、清らかで豊かな水を将来にわたり安心して利用できるようになると、「群馬県水源地域保全条例」を平成二十四年に制定しました。

森林の土地売買を行う際は 事前の届出が必要です

群馬県水源地域内の森林について、土地売買等の契約を結ぶとしたときは、契約予定日の三十日前までに、契約当事者の氏名・住所・契約後の利用目的等を知事に届出することが必要です。

■届け出は、誰が？

現在の所有者(譲渡人)等が、当該土地の所在地を管轄する県環境森林事務所(森林事務所)に届け出ます。

■群馬県水源地域の森林とは？

高崎市では、石原町、寺尾町、乗附町、鼻高町、根小屋町、城山町一丁目・二丁目、倉渕地域全域、箕郷地域全域、榛名地域全域、吉井地域全域が群馬県水源地域に指定されており、この中の民有林が対象になります。

●届け出・お問い合わせ

群馬県ホームページまたは、群馬県西部環境森林事務所
323-14021

組合の存在意義と使命を明らかにする

経営理念と行動指針を策定しました

本組合では、令和6年9月に「経営理念」と「行動指針」を新たに制定しました。

これらは、本組合が「何のために存在し」「今後、どのように行動するのか」を明らかにし、組合員・役職員が一丸となって進むための道しるべとなるものです。

経営理念

「森林のもてる力を最大限に引き出し、職員の力を結集して、持続可能な地域をつくる」

私たちは、森林の持つ多様な価値、機能を最大限に生かし、職員一人一人の力を結集して、自然と調和し、将来の世代に引き継がれる、豊かな地域をつくることを目指します。

※持続可能な地域とは
地域の自然環境や文化、コミュニティーを守りながら、将来の世代にわたって豊かな生活環境が維持できる地域

行動指針

経営理念を実現するため、次の5つの行動指針を掲げ、日常業務の中で実践していきます。

1. 安全で効率的な事業の展開

安全を最優先し、最新技術と先人の知恵を柔軟に活かし、収益性と職員の幸福度を高める経営をめざします。

2. 次世代を担う職員の育成

人材を最も大切な資源ととらえ、技術とリーダーシップを備えた人材の育成に積極的に取り組みます。

3. コミュニケーションの強化と開かれた経営

職員間の情報共有と対話を大切にし、時代の変化に柔軟に対応できる組織をつくります。

4. 組合員サービスと社会貢献の推進

質の高いサービスを通じて組合員の森林への関心を高め、森林の公益的機能を通じて地域社会に貢献します。

5. 持続可能な森林経営の推進

森林の環境保全と経済活動の両立を図り、次代につなげる持続的な森林活用を進めます。

これらの理念と指針を、日常の行動の中で実践することこそが、組合の歩みを支える根幹です。

これからも、地域に根差し、森とともに、また組合員の皆さんとともに歩む森林組合であり続けます。

フォーラムに 本組合職員が登壇

—持続可能な

森林経営を発信—

本年一月十八日、高崎市市民活動センターを会場に開催されたフォーラム（主催・高崎青年会議所）に、本組合の森林経営課石井宏一郎主任がパネリストとして登壇しました。

フォーラムのテーマは「つくる時代からつなぐ社会へ」。これからの循環型社会、そして持続可能な未来の実現に向けて、私たち一人ひとりがどのように行動すべきかを考える場として企画されました。

役職員 合同研修会 を開催

～地域資源を
活かした先進的な
取組に学ぶ～

昨年十月、役員・職員合わせて三十六名が参加し、合同研修会を実施しました。



森林・林業の大切さを発表

今回は、地域資源を活かしたまちづくりと、森林組合の先進的な取組を学ぶことを目的に、利根郡川場村内の二つの施設を訪問しました。

●地元木材を活用した 複合施設「川場ベース」

最初に訪れたのは、令和五年十月に完成したばかりの複合施設「川場ベース」です。役場・議会・子どもの学習室・多目的ホール・防災倉庫などが一体となつたモダンな建物で、地元産の木材をふんだんに使い、木の温もりが感じられる空間となつた。また、モダンな建物で、地元産の木材をふんだんに使い、木の温もりが感じられる空間となつた。



利根沼田森林組合での
意見交換



美しい木組みの川場ベース

当日は、元環境事務次官の中井徳太郎氏や、群馬住みます芸人のアンカンミンカン富所哲平氏らも参加し、それぞれの立場から環境や地域、未来について意見を交わしました。

石井主任は「持続可能な森林とは何か」をテーマに、森林の多面的機能や循環利用の重要性、そして地域の森林を守り育てる組合の役割について発表。「木を

●先進的な取り組みが進む 「利根沼田森林組合」

続いて訪問したのは、県内十五組合の中でも先駆的に多様な事業に取り組んでいる利根沼田森林組合です。森林認証やJ-クレジット制度など、森林の公益的機能を活かした先進事例について説明を受けました。

当初は視察研修の予定でした
が、話が盛り上がり、気が付け
ば意見交換会のような形に。結
果として施設見学の時間は限ら
れましたが、互いの取り組みに
ついての理解を深める貴重な機
会となりました。

今回の研修で得た知見は、本組合の今後の事業展開に活かし
てまいります。

当日は、利根沼田森林組合長である川場村の外山京太郎村長が、多忙の中にもかかわらず、直々に施設を案内し説明してくれました。地域と森林資源のつながりを大切にした取り組みに、参加者一同感銘を受けました。

また、暖房には地元産の木質チップを活用した薪ボイラーガルギーの地産地消が実現されています。



救う技と倒す技 教え合いました

～消防局と連携し 研修会を開催～

昨年十二月十二日、組合会議室において、高崎市等広域消防局とたかさき消防共同指令センターの職員を講師に迎え、本組合職員を対象とした緊急時通報訓練を実施しました。訓練では通信デモ機を使用し、実際の通報を想定して状況報告や負傷者の状態説明、位置情報の伝達方法を体験しました。

過去の事故事例を取り上げることで、現場で起り得る事態をリアルに感じながら学ぶことができました。

特に山での事故では「どこで発生したか」を正確に伝えることが大きな課題ですが、スマートフォンのGPS機能を活用し位置情報を伝えることが、今後の対応に有効であることが確認できました。

◆GPSの位置情報は 有効な手段



応急対応の方法も紹介されました。実際の場面をイメージしながら体験でき、非常に実践的な学びとなりました。

◆今度は組合職員が伐倒指導

後日、今度は本組合職員が講師となり、業務でチェンソーを使用する消防局職員を対象に、「伐倒訓練」を実施しました。屋外で行われた研修では、ソーチェーンの目立てや基本的な操作方法について、座学と実技を交えて指導が行われました。



◆チエンソーの切れ味に驚き

「チエンソーのバーが挟まれない切り方」等の質問に応じる形で、安全な作業手順を解説。目立ての終わっている本組合のチエンソーを使った伐倒体験では、その切れ味に、参加者全員が驚いていました。

◆連携を通じ対応力向上

今回の訓練を通じ、消防機関との連携の重要性を実感するとともに、職員一人ひとりの危機対応力向上につながりました。今後も継続して訓練を行い、現場での安全確保に努めてまいります。

環境問題解決に、 本組合も一役

群馬県 グリーン ボンドを購入

森林環境の整備にもつながります

本組合では、本年七月、組合の余裕資金を活用し群馬県が発行する「グリーンボンド（環境債）」を購入しました。このグリーンボンドは、森林環境の整備や河川整備、再生可能エネルギー導入など、集められた資金が環境保全や脱炭素社会の実現に向けた県の施策に活用されるものです。

組合では、こうした趣旨に賛同し、「森林を守る思いを、森林を守る資金に託して」という観点から投資を行いました。具体的には、五年満期債と十年満期債を合わせ計六千万円の投資を行っています。今回の取り組みには、次の二つの目的があります。

一、地域の森林環境整備・ 脱炭素への貢献

グリーンボンドによって、県内で森林環境整備や気候変動対策が進むことは、組合の理念と深く重なります。私たちはこの投資を通じて、間接的に地域の森林や自然環境の保全に貢献しています。

二、安全性の高い資金運用 による収益確保

県債は元本と利息の支払いに対する信頼性が高く、安全性の高い運用先です。得られた利息収入は、今後の森林整備や組合の事業活動に役立てていきます。組合では今後も、「森林を守る」視点と「安定した経営」の両立を図りながら、地域や環境に貢献する取り組みを進めていきます。

スマホで山を探す講習会開催

「所有林の場所がわからない」という声から

さがうかがえました。

令和六年十二月八日、組合員を対象に「スマホを持って所有林を探そう」と題した講習会を開催しました。

この講習会は、組合員の皆さんのが所有する山林について、「場所が分からぬ」「境界がはつきりしない」といった課題を抱えているケースが多いことから企画したものです。

地図ビューアの使い方を実践

当日の参加者は十名。はじめに、令和五年から一般に無償公開されている法務局の地図データと、株式会社マップルが提供する「MAPPLE法務局地図ビューア」の使い方について組合から説明した後、実際にスマートフォンを使って所有林の位置や境界線を画面上で確認する実習を行いました。

今後も所有林への関心を 高める機会を

組合では、今後も山林への理解や関心を深めていただけるよう取り組みを継続していく予定です。

スマートフォンを活用した地図閲覧は、遠方にお住まいの人や普段なかなか山林に足を運べない人にも有効な手段です。今回の講習が、所有林とのつながりを再認識するきっかけになればと考えています。

自分の山が「見える」体験

「思っていたより簡単に確認できた」「これなら自分でも山林の場所を探せそう」といった声も聞かれ、参加者の関心の高



スマホを使って境界線確認

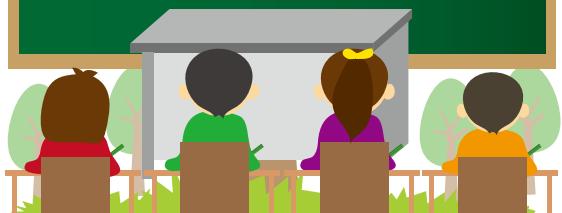


水を育み、災害に強い森林づくり

群馬県では、森林の多面的な機能を守り、次世代へ引き継いでいくために「ぐんま緑の県民税」が導入されています。税額は均等割で一人年額七〇〇円。県民が広く負担しているこの税金は、「ぐんま緑の県民基金」に積み立てられ、森林の整備や保全活動に活用されています。

林業教室⑥

？ぐんま緑の県民税と ぐんま緑の県民基金事業について



森林整備や里山保全、竹林
対策も

具体的には、水源地域や森林経営が成り立たないような場所にある人工林では、主に間伐等の森林整備を行い、下草等の下層植生を回復させ、災害防止や水資源の保全に貢献しています。また、市町村が主体となる提案型事業では、里山の再生や近年問題になつてている竹林の伐採・整備に力を入れています。これらは、事業後に地域団体が維持管理を行うことが条件になつています。

森林の大切さを学ぶ取組も

さらに、森林環境教育やボランティア活動の支援など、県民が森と触れ合い、森林の大切さを学ぶ取組にも活用されています。

これらは、県民の皆さんとの協力によって支えられており、群馬の豊かな森林を未来につなぐ大切な一步になっています。

事業実施の際には、組合から皆さんにお声がけをさせていたいきます。

ご協力くださいますようお願いいたします。



高崎に春の訪れを告げ400年
写真提供：高崎市教育委員会

連載 鳥川流域の巨樹・巨木 Vol.6 高崎公園のハクモクレン

きた地域の宝です。組合の管内にも多くの巨樹・巨木があります。管内の木々を皆さんに紹介します。

高崎市役所南側に「サクラの名所」高崎公園があります。この公園の西側に根を下ろすハフモクレンは、春には純白の花を咲かせ、人々を魅了します。このハフモクレンが植えられたのは、一六一九年。当時の高崎藩主が「良善寺」の建立に合わせ、その境内に植えたものと伝えられています。樹高は約十五メートル、幹周は四、二メートルにも達します。一九五二年には群馬県指定天然記念物に登録されました。

商都として繁栄した江戸期、鉄道開通と繭で栄えた明治期、十五連隊が置かれ軍都としての顔を持つた大正・昭和期、その後の交通の拠点として発展した高崎の四百年を見守ってきました。

森林組合からのお知らせ

苗木の注文を承ります

スギ、ヒノキ、カラマツ、コナラ等の苗木の注文を承ります。来春に植栽を予定している方は、お早めにご連絡ください。ご連絡をいただいた方に、苗木価格が決まり次第、注文用紙を送付いたします。（二月頃予定）。

なお、樹種によっては品薄のためご希望に沿えない場合もあります。

◆木竹粉碎機（チッパー）の貸出しについて

木竹粉碎機（チッパー）の貸出し（有料）を行っております。貸出しの詳細は、組合事務所へお問い合わせください。

※當利目的の事業には利用できません。

※木竹粉碎機（チッパー）の貸出しは、高崎市から委託を受け行っています。



目立て道具等の販売・注文も行います。

目立て講習会開催について

今年も、組合員様向けのチエントソーと刈払機の目立て講習会を開催します。

参加希望の方は、電話にて事前申し込みください。（電話番号は本ページ下部記載）

【日時】

令和七年十二月六日（土）

・第一部：午前九時〇〇分から

・第二部：午前十時三〇分から

※各部定員 十名

【場所】
鳥川流域森林組合の倉庫前
(本組合事務所の裏手)

【持ち物】

チエンソー・刈払機
目立て道具（丸ヤスリ等）

【その他】

目立て道具等の販売・注文も行います。

◆組合員資格の変更手続きについて

相続や譲渡などにより組合員情報（名義・住所・電話番号・所有森林面積 等）に変更が生じた場合、森林組合への届け出が必要となりますので、管理課までご連絡ください。（補足：市役所や法務局への相続手続きや登記手続きがお済みの場合でも、市役所や法務局から森林組合に對しその情報が通知されてくることはございません。）

◆立木の伐採申請手続きについて

森林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。また、保安林に指定されている区域の立木を伐採する場合、必ず届出書もしくは許可申請書を提出しなければなりません。※詳細は、森林組合にご相談ください。

●購買品のご案内

刈払機用チップソー、ナタ、ノコ、熊ベルのほか各種林業資材を扱っています。お気軽にお問い合わせください。

皆様の大切な森林を守ります

鳥川流域森林組合

JForest

〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉303
TEL 027-378-2030 FAX 027-378-2305
URL <https://karasu-mori.jp/>